

令和 6 年度

保育所利用案内
(重要事項説明書)



社会福祉法人 福島福祉施設協会

飯坂保育所

960-0201

福島市飯坂町字桜下 11-9

電 話 024-542-5636

F A X 024-542-4057

この保育所利用案内（重要事項説明書）は、必ずご一読ください。

沿 革

昭和 57 年 4 月 1 日

飯坂町社会福祉協議会の認可外保育園の後を受け、当法人 6 番目の認可保育所「飯坂保育所」として開所、初代所長森口佳子事業開始。

平成 29 年 4 月 1 日

一時預かり事業が開始され、福島市北西部地域の子育て支援の拠点として「いいざか子育て支援センター」が開設される。

保 育 所 の 概 要

名 称	社会福祉法人 福島福祉施設協会 飯坂保育所		
所 在 地	福島市飯坂町字桜下 11 番地の 9	TEL	024-542-5636 090-8653-6815 FAX 024-542-4057
経営主体	社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島市仁井田字龍神前 2 番地の 1	TEL	024-545-3221
入所定員	90 名		
クラス編成	こぶし組（0・1 歳児） もみじ組（1 歳児） さくら組（1～2 歳児） いちよう組（2・3 歳児） けやき組（3・4 歳児） ぽぷら組（4・5 歳児）		
職員構成	所長 主任保育士 副主任保育士 保育士 栄養士 調理員 用務員		
嘱 託 医	内科医 市川 陽子 医師（いちかわクリニック） 歯科医 佐藤 喜久雄 医師（すすたけ歯科医院）		
事業概要	乳児保育 障がい児保育 延長保育 一時預かり保育 いいざか子育て支援センター		

保 育 の 理 念

社会福祉法人福島福祉施設協会の運営する保育所は、児童福祉法に基づき、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とする乳幼児の保育を行う施設です。

福島福祉施設協会保育所会は、
子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、
保護者と地域とともに、豊かな人間性と生きる力を育みます

社会福祉法人 福島福祉施設協会

飯坂保育所 事業計画書

1、運営方針

- (1) 子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保に努める。
地域の保育ステーションとして、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び、
地域の子育て支援の役割を果たす。
- (2) 多様な保育ニーズに応え、保護者が安心して預けられるよう、質の高い保育を行う。(乳
児保育・延長保育・一時預かり・障がい児保育)
- (3) 専門性の向上を目指し、職員で研修に取り組み専門性の向上を目指す。
- (4) 養成校(保育士・栄養士・看護師)及び小・中・高校生等からの実習や体験、訪問を受け
入れることにより保育所の機能と役割を知らせ、人材育成に繋げる。
- (5) 保育所の情報を提供・公開することにより地域社会や子ども学びの連続性に配慮し、幼・
保・小・中との交流や連携に努める。
- (6) 新保育所保育指針についての理解を深め、質の高い保育に努める。
子育て支援の充実を図るため、ホームページを活用し地域還元プロジェクト(みんなで
子育て等)を展開していく。

2、保育方針

- (1) 新保育所保育指針に基づき全体的な計画を立て保育を進める。
- (2) 適切な環境の中で一人ひとりの子どもを受容し、情緒の安定をはかり、養護と教育の一体
的な提供に努める。
- (3) 常に保護者との共通理解のもと、家庭保育と集団保育との相互関係を大事にしながら保育
を進める。
- (4) 食事や食に関する保育活動を通して、望ましい食生活や栄養摂取について知らせ、健全な
心と体を育てる。
- (5) 子どもの心身の発達を阻害する事象を見逃さず、適切に対応する。
- (6) 小学校へのアプローチプログラムの一環として、就学児の交流会を実施し心の育みを目指
す。
- (7) 福島市特色ある保育プロジェクトを通して6施設で交流を図り、食についての興味・関心
を深める。

3、保育目標

- (1) 心も体も健康で意欲的に行動する子ども
- (2) 感情豊かに感動する心を大切にする子ども
- (3) 意思表示をはっきりしながら、仲間と協力する子ども



4、食事方針

- (1) 多くの種類の食品を使い、バランスよく組み合わせ献立を作る。
- (2) 食材については地産地消を中心に新鮮かつ旬の物を購入する。
- (3) 既製品は極力使用せず、原材料を始めから調理する。
- (4) 味付けには、化学調味料を使用せず、可能な限り薄味にして味覚を発達させる。
- (5) 年1回嗜好調査を実施し、家族と共に望ましい食習慣について考え実践していく。
- (6) できたての主食、副食を提供する事により、子どもの食の意欲を高め食育の促進を目指す。
- (7) アレルギー児の対応など、個々の健康状態に応じた食事を提供する。
- (8) 食べ物による窒息事故を防ぐために、子どもの食べる機能の発達に合った食材、調理方法を工夫し安全に提供する。

5、健康管理

- (1) 身体測定、内科検診、歯科検診、乳児健診、尿検査(3歳児以上・年1回)を実施する。
- (2) 食事前、帰所後など、こまめな手洗い、うがい、手指消毒を徹底する。
- (3) 玩具等の子どもの使用するものや、人の手が触れる部分の消毒を徹底する。
- (4) 定期的な換気による部屋の空気の入替えと室温(20～23℃)湿度(50～60%)を保てるように工夫し、健康管理に努める。

6、安全管理

- (1) 危機管理・衛生管理マニュアルを全職員に周知徹底させ、安全管理に努める。
- (2) 子どもたちにわかりやすい防災・防犯の指導を行う。
- (3) 安全管理に係る研修に取り組み、その内容を職員全員に周知し実践することにより子どもたちの安全を守る。
- (4) 0歳児のマット型センサーの活用と目視確認で乳幼児の睡眠中の安全管理に努める。
- (5) 保育所に関わるすべての個人情報について、管理規定に沿って関係者の同意を得ながら慎重に取り扱う。
- (6) 保護者連絡を電話やメールだけでなくアプリ導入により、災害時に置いての連絡方法を確保する。

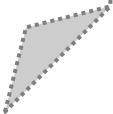
7、保育の質の向上

- (1) 施設外の研修及び研修会に参加し、保育行政や動向に対して理解を深める。
- (2) 園内研修、オンライン研修、キャリアアップ研修に取り組み、専門性の向上に努める。
- (3)
- (4) 人権擁護のためのセルフチェックリスト等を利用し、適宜保育の振り返りを行う。
- (5) 保育ソフトを活用して記録を整理し、事務の円滑化を図る。

8、主な保育・施設整備等の計画

項 目	内 容		理 由
1	エアコン交換	こぶし・けやき・遊戯室	老朽化に伴う交換
2	駐車場整備	整地・ロープ張り・ガーデンライト	安全で使いやすくするため
3	手洗い場修繕	もみじ・さくら組	老朽化に伴う床の補修
4	ロッカー修繕工事	子育て支援センター	利用者の低年齢化に伴う安全な環境整備のため
5	令和 6 年度福島市 特色ある幼児教育・ 保育プロジェクト	食育活動を中心にエントリー する	日頃から取り組んでいる食育活動 の充実を図るため
6	アプリ導入	ルクミーの導入	保護者連絡を電話やメールだけで なくアプリ導入により、災害時に置 いての連絡方法を確保する

Memo



入 所 の き ま り

保育料	0～2歳児は市の保育施設利用案内参照 3～5歳児は無償
給食費	3～5歳児は月額 主食代 1000円 副食代 6500円 *副食費免除あり（主食代の免除はありません）
納入金	0～2歳児の保育料は、福島市より口座引き落とし（当月末日） 0～2歳児の延長保育料・教材費および3～5歳児の主食・副食代・延長保育料・教材費は、保育所より口座引き落とし（当月25日） *引き落とし不能の場合、保育所に現金で納入となります（釣り銭のないようにご用意ください） *その他、保護者会費等の現金は紛失等を防ぐため必ず登所時（朝または午前中）に職員に手渡ししてください
開所時間	月曜日～土曜日 7:00～19:00
保育時間	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00
延長保育	保育標準時間認定児童 18:00～19:00 保育短時間認定児童 7:00～8:00 16:00～18:00 *延長保育を希望される方は、延長保育申請が必要です
休 日	日曜日 祝祭日 年末年始 12月29日～1月3日 その他、所長の指定した日
登 所	朝9時までに登所しましょう（欠席や遅れる場合も9時までにご連絡下さい）
降 所	お迎えの方が変わる場合は、事前にご連絡下さい（連絡がない場合は、確認の連絡をさせていただくことがあります） *保護者の方は一緒に登降所し、必ず保育室までおいでください
退 所	必要書類がありますので速やかにお申し出下さい *その他、住所や勤務先、電話番号などに変更があった・家族状況が変わった場合も福島市への提出書類がありますのでお声かけください

給 食 に つ い て

- ・ おなかがすくリズムのもてる子ども
- ・ 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ・ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ・ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ・ 食べ物に関することを話題にする子ども

○ 完全給食の提供をしています

- ・ 素材の味わいを知り味覚の発達を促すために、薄味を心掛けて調理をしています。
- ・ できたての食事を楽しくおいしく食べられるよう環境を整えています。

○ 給食を提供できる時間（喫食時間）は１０：２０～１２：２０となっています

- ・ 出来上がってから、２時間となっています。通院などで登所が遅れる場合には、ご注意ください。

○ アレルギーに対応いたします

- ・ 「アレルギー疾患に関する調査」により、アレルギー疾患について状況把握をしています。
- ・ アレルギー疾患がある場合
除去食が必要な場合は、医師の診断書等、必要な書類を提出していただくようになります。可能な限り対応いたしますので、お申し出ください。
- ・ 服用するお薬やエピペンの必要がある場合にはお預かりしますのでご相談ください。

○ 特定給食施設等指導の実施

健康増進補法第 18 条および第 22 条並びに食品衛生法第 8 条の規定に基づき実施しています。県北保健福祉事務所の指導を受けています。

○ 食品検査の実施

- ・ 納入業者には、食材の自主検査の実施と報告を依頼しています。
- ・ 調理した食品の保菌検査を保健福祉事務所または、民間検査機関に依頼し実施しています。

○ 調理、調乳者の保菌検査の実施

調理従事職員とこぶし組担当職員は、毎月実施します。

＊ 検査内容

赤痢菌 腸チフス パラチフス サルモネラ 大腸菌O111・O157・O26
ノロウイルス検査（10月～3月）

☆ 一日の食事摂取量 ☆

○ 3 歳以上児		保育所の摂取量
男児	1300kCal	560kCal
女児	1250kCal	
○ 3 歳未満児（1～2 歳）		保育所の摂取量
男児	950kCal	470kCal
女児	950kCal	

- ・ 詳しくは、毎月の献立表に記載されていますのでご覧ください。
（事務所入り口脇に今日の給食が展示されていますのでご覧ください）
- ・ 食事摂取量は、推定エネルギー必要量なので個人によって変動します。
数値はあくまでも目安として考えて下さい。
- ・ 保育所の食事では、1 日に必要な量のすべてを摂ることはできません。
ご家庭での朝夕の食事でバランスをとりましょう。

<カロリーの目安>

				
ご飯 90g	鮭 40g	わかめとネギの	いちご 2 個	バナナ 1/2 本
125kcal	61kcal	みそ汁 23kcal	5kcal	86kcal
				
トースト 1 枚	目玉焼き 1 個	牛乳 200ml	唐揚げ 2 個	スパゲッティ 1 杯
131kcal	96kcal	134kcal	98kcal	232kcal

＊ 朝ごはんをしっかり食べてから登所しましょう

健 康 に つ い て

○ 健診と検査を実施しています

- ・ 内科健診…全年齢 年 2 回 ・ 乳児健診…0歳児 年 2 回
- ・ 歯科検診…全年齢 年 1 回
- ・ 尿検査…3 歳児以上 年 1 回 （検査項目は、潜血・たん白・ケトン体）

○ 体調不良が見られた時について

保育所にて38.0 度以上の発熱や、熱はなくとも体調不良が見られた時は、緊急時連絡票の保護者①に電話連絡をいたします。速やかなお迎えをお願いする場合がありますので、その際はご協力ください。

病後は食欲・機嫌・活気が普段通りになり、保育所での生活が可能な健康状態になってから登所しましょう。保育所は集団生活の場であるため、感染症等の罹患や相互感染は避けることが難しい状況ではありますが、みんなで子どもたちの健康を守っていきましょう。

○ 薬の預かりについて

保育所での与薬の代行は必要最低限としたいと考えております。日中の与薬が必要である等、やむを得ない場合は以下の点に留意してお預けください。

- ・ 与薬する薬は、今回の病気で処方された期間内のもの
- ・ 当日分（1 回分）のみ
- ＊ 保護者の判断で持参された薬や市販薬品はお預かりできません

- 〈持参の仕方〉 1. 与薬依頼書
2. 薬（記名を忘れずに）
3. 「お薬説明書」など処方された薬の説明書

＊ 1～3を記名したジッパー付のビニール袋に入れて必ず職員に手渡ししてお預け下さい

与 薬 依 頼 書									
クラス名 _____					児童名 _____				
*ジッパー付き袋に入れてください。 保護者名 _____									
病 名		病院名			受 診 日				
					R 年 月 日				
・薬の内容（該当するものに○印）									
・粉薬（ 種類 ） ・水薬（ 種類 ） ・錠剤（ 種類 ）									
・抗生剤が入っている（ ）									
・外用薬 ・塗り薬（使用法 ）									
・点 眼（ 右 ・ 左 ・ 両方 ）									
・薬の服用（使用）時間									
・昼食前 ・昼食後 ・その他（ ）									
・薬の保管法									
・室温 ・冷蔵庫 ・その他（ ）									
薬服用期間 R 年 月 日 ～ 月 日まで									
月 日	／	／	／	／	／	／	／	／	／
預かり者									
与薬者									
与薬時間	：	：	：	：	：	：	：	：	：
※最終日の記名を確認してサインを記入し、保育所へ提出お願いします。								保護者のサイン	
飯 坂 保 育 所									

薬服用開始日は原則
受診日になります。

薬服用最終日は、処方
された日数の最終日
となります

○ 感染症にかかった時

乳幼児期は、罹患しやすい感染症が多いことに加え、感染症に対して無防備なため、一人の子どもが発症するとたちまち広まってしまう危険があります。そのために早期に発見し、集団から離し、治療する必要があります。病気の回復期にあっても、病原体を排出するものもあり、他の子に感染させてしまう可能性があります。

その可能性のある期間は、病気の種類によって異なりますので、集団生活に戻るにあたっては「医師の意見書」が必要になります。つきましては、「医師の意見書」を提出していただくようになります。

登所（園）のめやす	
感染症の種類	登所（園）のめやす
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（おたふくそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、耳下腺又は舌下腺の腫脹（腫れ）が発現した後5日を経過し、かつ全身体温が良好になるまで
百日咳	咳の頻度が消失する、又は5日間の適正な抗生物質投与による治療が終了するまで
猩紅熱（スカーレット）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
細菌性敗血症（はやり目）	眼瞼の腫脹が消失し、かつ全身体温が良好になるまで
細菌性髄膜炎（O157、O26、O111等）	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
結核	
髄膜炎・髄脊髄炎	
急性出血性結膜炎	

感染症の種類	登所（園）のめやす
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで ※【発症後5日とは】一発熱した日は「Q」とし、翌日から5日 ※【解熱した後3日とは】一発熱した日は「Q」とし、翌日から3日
伝染性単核球症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
マイコプラズマ肺炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
ウイルス性胃腸炎（おたふくかぜ）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、発熱の発症がとれること
ヘルパンギーナ	発熱がなく解熱後1日以上経過し、発熱の発症がとれること
手足口病	発熱がなく解熱後1日以上経過し、発熱の発症がとれること

* 福島市幼稚園・保育課より示されている「登所のめやす」をご覧ください。

* 受診時に、医師に記入をお願いして下さい。忘れた時には、医師に指示されたことと受診先病院名と保護者名を記入して提出して下さい。

* 「医師の意見書」は、コピーしてお使いください。

○ 予防接種は進んでいますか？

子どもたちを感染症から守り重篤な後遺症を予防することが目的とされています。望ましい年齢に受けていくことが大切です。体調の良い時に、計画的に進めましょう。

○ 保育中にケガをしたら

受診が必要と判断した場合は、電話にて発生状況と症状を報告させていただき、受診先医療機関をご相談いたします。希望される医療機関がある時はお伝えください。受診後、治療経過をご連絡いたします。

〈受診予定先医療機関名〉 * 休診日の際は、変更になります

【外 科】	ながさわ整形外科	TEL	024-543-1102
	いのまた整形外科	TEL	024-555-1854
【内 科】	いちかわクリニック	TEL	024-554-2828
【歯 科】	すずたけ歯科医院	TEL	024-542-1711
	ひぐち歯科医院	TEL	024-542-0648
【眼 科】	桜水さかい眼科	TEL	024-558-7555
	末永眼科医院	TEL	024-554-6236
【耳鼻咽喉科】	ただき耳鼻咽喉科クリニック	TEL	024-555-1133
	西條耳鼻咽喉科医院	TEL	024-558-1344
【脳 外 科】	卸町クリニック	TEL	024-553-1166
	総合南東北病院	TEL	024-593-5100

○ 保険に加入しています

- ・ 「賠償責任保険」…あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」

○ 健康な歯を目指します

虫歯予防のために、昼食後、お茶を飲む習慣から、「ぶくぶくペ」のうがいを行い、3歳前後から歯磨きを実施します。加えて、3歳児からはフッ化物洗口を実施しています。実施にあたっては、同意書を提出していただきます。（料金はかかりません）

ご家庭では、歯磨きと大人の仕上げ磨きを励行しましょう。自分で磨けるようになって、仕上げ磨きは続けましょう。

○ スマートフォンやタブレット、PC、ゲーム機器との付き合い方

ITの進化と普及に伴い私たちの生活には欠かせないものとなりました。より便利に簡単に使える中で、子どもの成長にとって心配されることもあります。目的を明確にしたり時間を決めたりなど、使用に関して家庭でのルールやお父さんやお母さんとの約束が大切ですね。

子どもは実体験を通したほうが幼児期に必要なスキルを習得しやすいと言われています。人とかかわりや戸外での遊びはバリエーションが豊かで実体験にはもってこいです。手で触れる・肌で感じる・目で見ると言葉で交わすことで体と心を育てましょう。大人の役目は子ども自身が持つ育つ力をのばすことです。大人がしっかりと責任を持ちましょう。

○ 家庭での生活について

子どもたちは活動量の一番多い日中の大半を保育所ですごします。保育所で元気に楽しく活動ができるように、ご家庭での生活もちょっと意識してみましょう。

- ・ 早寝・早起き・朝ごはんの習慣をつけましょう
- ・ 自分のことは自分でやる習慣をつけましょう
- ・ 返事やあいさつがすすんでできるようにしましょう
- ・ 前夜、または起床時に健康状況や機嫌が悪いなど、いつもと違う様子がありましたら、登所時に保育士にお伝え下さい。

○ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のために

乳児健診では子どもたちの発達の様子を把握し、また、マット型センサーの活用と目視確認で睡眠中の安全管理に努めております。

- | |
|--|
| <p>＊ 厚生労働省の勧める「乳幼児突然死症候群」防止のためのポイント</p> <ul style="list-style-type: none">（１） 1歳になるまでは、寝かせるときはあおむけに寝かせましょう（２） できるだけ母乳で育てましょう（３） たばこをやめましょう |
|--|

○ 児童虐待防止に努めます

たとえ親からの愛情で行われた「しつけ」でも、結果的にお子さんの心身に著しい有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。

虐待には、殴る・蹴る・激しく揺さぶる・縄などにより一室に拘束するなどの身体的虐待、子どもへの性的行為・性的行為を見せるなどの性的虐待、食事を与えない・ひどく不潔にする・重い病気になっても病院に連れて行かないなどのネグレクト、言葉による脅し・無視・子どもの目の前でDV行為などの心理的虐待があります。

私たち職員は、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童並びに保護者、職員に対し、児童虐待防止のための啓発や早期発見に努めます。

＊ 児童虐待の防止等に関する法律 第5条

学校、保育所や児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係ある団体や職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

＊ 児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童福祉事務所に通告しなければならない。

保 育 所 の 生 活

○ 服装について

- ・ 子どもが簡単に着脱することができ、汚れを気にせず思いっきり遊べるものを着ましょう。（フードや飾りひもがついた物、スカートはひっかかる危険が考えられますので避けて下さい）
- ・ 出来るだけ薄着を心がけましょう。気温の変化に応じて調節しやすい服装にしましょう。
- ・ 靴は足に合った歩きやすく着脱しやすい運動靴にしましょう。夏季も散歩や戸外活動時の危険を避けるためにサンダルではなく運動靴をはかせて下さい。
- ・ ぽぷら・けやき組の上ズックは、通気性の良いバレージューズにしましょう。毎週末に持ち帰り、洗濯して下さい。
- ・ 髪の毛を縛るゴムは、飾りのないものにしてください。（けが、紛失等の防止のため）

○ 家庭との連絡について

- ・ 毎月「すくすくだより」を発行します。お子さんの様子や行事予定などを掲載しますのでよく読んで下さい。
- ・ クラスだより、献立表、給食だより、保健だより、保護者会だよりも発行します。
- ・ 保育参観や懇談会でお子さんの生活の様子を見ていただき、情報の共有を図っています。ぜひご参加ください。
- ・ ホームページでは、行事や生活の様子をお伝えしています。保育士と栄養士による「おかあさんだいじょうぶ」コーナーもありますのでご覧ください。（随時更新）
- ・ 伝達等がある場合には、保育士にお伝え下さい。
- ・ 連絡帳を行き来させて、細やかに連絡を取り合います。大事なノートですのでシール等の装飾はご遠慮ください。
- ・ 緊急連絡先がいつもと違う場合などは、必ず、連絡先をお知らせ下さい。

○ ノートの使い方

- ・ こぶし組 もみじ組
保育所での検温や体調などをお知らせします。また、家庭での健康状態や様子（機嫌や食欲がバロメーターです）を記入して下さい。
- ・ さくら組 いちょう組
1・2歳児は保育所での生活の様子を毎日記入してお知らせいたします。ご家庭からも毎日の様子を記入して下さい。
- ・ いちょう組 けやき組 ぽぷら組
いちょう組3歳児からは、保育所での生活の様子を必要に応じて記入します。ご家庭からも必要に応じて記入して下さい。また、今日の出来事などの連絡事項を、クラス前のボードに記入しますので必ずご覧になり、子どもとの会話のきっかけにしてください。
- ・ クリアケースには、配布物を挟みます。毎月の身体測定結果や内科健診・尿検査・歯科検診などの結果もお知らせしますので、毎日カバンの中を確認しましょう。

○ 避難訓練について

- ・ 火災・地震・川の氾濫・不審者を想定した訓練を実施し、年1回、福島市飯坂消防署の立会いの訓練を実施しています。実施計画を掲示しておりますのでご覧ください。

○ メールでの緊急連絡について

緊急時の連絡（感染症の状況や避難訓練の様子をお伝えすることもあります）としてメールを利用します。登録のご協力をお願いいたします。また、メールアドレスを変更した場合は、必ずご連絡をお願いいたします。

○ 利用者アンケートについて

スマートフォンやパソコンを利用した利用者アンケートを実施し、皆様のご意見をお聞かせいただきます。いただきました結果をまとめ、皆様からのご意見ご質問に保育所からの現状や対応などを報告しご理解ご協力をいただきながら、よりよい保育事業運営に努めてまいりますのでご協力をお願いいたします。

○ 個人情報の取り組みについて

保護者の皆様からお預かりした個人情報は、当保育所が責任を持って管理します。ご本人の承諾がない限り、収集した個人情報を第三者に提供することはありません。

おたよりやホームページに写真を掲載することや行事参加や作品の出展に伴う氏名や年齢の提出などについて、承諾の確認をいたしますので承諾書提出にご協力お願いいたします。

○ 緊急避難場所について

福島市立飯坂小学校 住所 福島市飯坂町字桜下1

- * 保育所に留まっていた方が安全の確保ができると判断したときは、そのまま待機する場合があります

ご意見・ご要望について

○ ご意見ご要望を受付けています

保育所を利用し気づいたことなど、ご遠慮なくお伝えください。子育てや保育についての悩みやご意見ご要望は、電話や送迎時に職員にお伝えください。

従来通り、職員誰にでもご意見・ご相談をお伝えいただけますが、以下のような体制も設けています。解決が難しい件については、下記の第三者委員にご相談することもできます。

責 任 者	所 長	市 川 香 織
受付担当者	主任保育士	鈴 木 幸 恵

- ・ 苦情解決に社会性や客観性を保持し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を設置します。

社会福祉法人福島福祉施設協会 矢吹 稔 024-546-2255

社会福祉法人福島福祉施設協会 大河内 恵 024-567-3526

社会福祉法人福島福祉施設協会 斎藤 幸子 024-545-3859

駐 車 場 の 利 用 に つ い て

以下のことを守り安全にご利用ください。

- ・ 車で送迎される方は、指定の駐車場をご利用下さい。路上駐車は禁止です。幼稚園の方の登園時間と重なることもありますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ エンジンは、切って、施錠して車を離れて下さい。
- ・ 行事の際の駐車場はその都度ご案内いたします。
- ・ 駐車場は、不意に車が動き出すことも考えられますので、お互いに車や人の動きに十分注意してご利用ください。子どもとしっかり手をつなぎ危険のないようにしましょう。
- ・ 駐車場東・南側は、段差になっています。子どもが近づかないようにしましょう。
- ・ 駐車場で発生したことにつきましては保育所では責任を負いかねます。十分に気を付けてご利用いただくようお願いいたします。
- ・ 門扉の開閉は保護者が行い、子どもが一人で道路に出て行くことのないようにして下さい。
- ・ 保護者も子どもも、“命をまもるシートベルト”を装着しましょう。チャイルドシートまたはジュニアシートなどを必ず利用し、「乗ったら装着する」習慣をつけていきましょう。

持ち物について

* 持ち物すべてに名前を大きく記入しましょう。

		ぽぷら	けやき	いちょう	さくら	もみじ	こぶし	備 考
毎日持ってくるもの	通園バック	○	○	○	さくら組は時期を見て使用します			
	連絡ノート	○	○	○	○	○	○	保育所配布
	コップ	○	○	○	○			袋に入れて持参
	歯ブラシ	○	けやき組は時期を見て使用します。					ケースに入れて持参
	口拭きウエットティッシュ		1	1	1	1	1	ハンドタオルも可 1日3枚
	食事用 エプロン				3	3	3	授乳する子は、 ガーゼ5枚
	ビニール袋 (汚れもの入れ)	○	○	○	○	○	○	1枚ずつに記名を お願いします
ロッカーに入れておくもの	下着・靴下	2	2	3	3	3	3	
	パンツ	2	2	3				トレーニングパンツは状況に応じて ご用意ください
	上着・ズボン	各2	各2	各3	各3	各3	各3	季節や気温に応じて加減して ください
	オムツ			5枚	5枚	5枚	5枚	
	おしりナップ			1	1	1	1	
	ビニール袋(小)			○	○	○	○	便の時に使用
週始めに準備するもの	上履き	○	○					
	パジャマ	○	○	○	使用時 にお知らせ します。			
	パジャマ袋	○	○	○				入れやすいものを お願いします
	昼寝用品	○	○	○	○	○	○	必要に応じ防水 (おねしょ)シーツ をご準備ください
		敷布団(カバーをつけて)、タオルケット、毛布						

- 兄弟のお下がり等は名前を書き直してください。
- 布団類、上履き、パジャマは毎週末持ち帰り、洗濯や布団干しをお願いいたします。
- 衣類等不足した場合は、保育所の物をお貸しいたします。洗濯をして早めにお返しください。
- 通園バックは、お子様が開け閉めしやすいものをお願いいたします。こぶし、もみじ組については、転倒の原因になる事も考えられるので、使用しません。また、キーホルダー等は引っかかりたり、口に入れたりして破損、事故の原因となりますので付けないようお願いいたします。
- 汚れ入れビニール袋は、子どもたちが入れやすいように、紐のないものでお願いします。また、感染予防対策として、袋は定期的に新しくして衛生的な袋をご使用ください。